

大阪府の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和6年3月8日

大 阪 府

委託役務業務の総合評価一般競争入札における 落札者決定方法の見直しについて

委託役務業務における総合評価一般競争入札の実施趣旨を踏まえ、入札参加者の総合評価点と同点となった場合の落札者決定方法を下記のとおり見直しますので、お知らせします。

記

1. 見直し内容

委託役務業務の総合評価一般競争入札について、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とする取扱いに見直します。

また、総合評価点と同点かつ技術点と同点の場合は、くじによって落札者を決定するものとします。

(現状は、「総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、原則として最も低い金額により入札した者を落札者とする」取扱いです。)

2. 見直し理由

発注者が委託役務業務の発注において総合評価落札方式を選択するということは、価格のみならず、高い品質を確保したより良い調達を行うことが目的であることを踏まえ、価格重視は一般競争入札、品質重視は総合評価一般競争入札として、発注方法により明確化を図るため。

3. 適用時期

令和6年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用します。

【問い合わせ先】

大阪府 総務部 契約局 総務委託物品課
企画・システムグループ（内線 5332）
委託役務グループ（内線 5346）
電話 06-6941-0351（代表）